（別記４）

農業の魅力発信支援事業

第１ 事業の趣旨

大学農学部の学生等の農業関心層に向け、魅力的な経営を行う農業者との直接的・間接的な接点を設け、職業としての農業の魅力を伝え、就農意欲を喚起する取組を支援する。

第２ 事業実施主体

農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めた公募要領により公募した者の中から選定されたコンソーシアムとする。コンソーシアムは、以下の全ての要件を満たすこと。

（１）若者や農業者との接点を持ち、自らの主体的な取組として情報発信を行う意向を持つ民間企業、広報に関する専門的な知見とネットワークを有する民間企業、学校法人等と連携可能な体制のある民間企業等によりコンソーシアムが構成されていること。また、本事業の実施に当たって、コンソーシアムの構成員が互いに連携・協力する体制が整備されていること。

（２）コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する代表機関が選定されていること。

（３）代表機関が補助金交付等に係る全ての手続を行うこと。

（４）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

（５）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（６）年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第３ 事業の内容

事業実施主体は（１）から（３）までの事業を全て行うものとする。

（１）ロールモデルとなる農業者に関する情報の収集及び集約

魅力的な農業者に関する情報を収集し、地域・作目・取組内容（６次産業化、有機栽培、スマート農業等）ごとに類型化して集約し、リストを作成・更新する。

なお、ロールモデルとなる農業者については、独立・自営就農者だけでなく雇用就農者や農業法人等についても対象とするものとし、その選定に当たっては、品目や経営形態等に偏りのないよう選定するものとする。

また、農業分野だけでなく他分野において訴求力のある農業者についても、ロールモデル農業者として選定するものとする。

（２）ロールモデルとなる農業者を起用した WEB、SNS 等による情報発信

（１）で作成したリストからロールモデルとなる農業者を起用した WEB コンテンツ作成等を行うとともに、コンソーシアムの取組内容について WEB や SNS 等を活用した情報発信を行う。

（３）農学部等を有する学校法人等との連携

大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義（対面又はオンライン形式での授業、フィールドワーク、成果報告会等）等の企画・開催、大学等の関係機関との調整等を行う。

第４ 補助対象経費

補助対象経費は、第３の取組を実施するのに必要な別表の経費とする。

第５ 事業実施計画等

（１）事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業実施計画書（別紙様式第１号。以下

「事業計画書」という。）を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知。以下

「補助金等交付要綱」という。）第４の１の規定による交付申請時に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業計画書を変更交付申請時に添付するものとする。

（２）実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から１か月以内又は事業終了年度の翌年度の４月末日までのいずれか早い期日までに農業の魅力発信支援事業実績報告書

（別紙様式第１号。以下「実績報告書」という。）を作成し、経営局長に報告する。

第６ 事業の委託

第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、事業実施主体は本事業の業務の一部を委託できるものとする。なお、委託する場合は、あらかじめ経営局長に届け出なければならない。

第７ 事業成果の検証

事業実施主体は、大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義等の参加者へのアンケート調査等により、事業成果の検証を行い、その結果は、第５の（２）の実績報告書に記載する。

第８ 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により収集及び集約した農業者の情報については、別紙様式第２号により適切に取り扱うよう留意するものとする。

第９ 会計経理

本事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、会計経理について、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

（１）本事業に係る事業費の経理については、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。

（２）金銭の出納は、金銭出納簿等を用いて行うものとし、必要に応じて、金融機関の預金口座等を設けて行うものとする。

（３）領収書等金銭の出納に関する書類については、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくものとし、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管すること。

（４）人件費（賃金等）の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第 10 報告及び調査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告を求め、また、現地への立入調査を行うことができるものとする。

その際、事業実施主体は、調査に協力するものとする。

第 11 成果物等の帰属

本事業により作成した成果物（動画、ポスター等）やデータ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、事業実施主体は、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとする。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後５年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農林水産省と協議して承諾を得るものとする。

第 12 環境負荷低減に向けた取組の実施

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

（別記４ 別表）補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 備品費 | 事業を実施するために必要となる取得単価が５万円以上 50 万円未満の機器、装置、物品等の購入及びこれらの据付に必要な経費 |
| 消耗品費 | 事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が５万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費 |
| 旅費 | 事業を実施するために必要となる事業実施主体、共同機関、事業実施主体又は共同機関から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、講義等の実施に必要な経費及び学生の講義等の参加に必要となる経費の一部 |
| 謝金 | 事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。 |
| 技能者給 | 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価技能者給は、時間単価に、本事業に従事した時間数を乗じて算出する。技能者給の時間単価の算定については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、ボーナス及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則等により算出した年間総就労時間で除した額（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）とし、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。なお、事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 賃金 | 事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、「その他」の区分により申請すること。賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則等を申請の際に添付すること。 |
| 役務費 | 事業を実施するために必要であり、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費 |
| 委託費 | 事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費 |
| 専門員等設置費 | 事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付すること。専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。 |
| その他 | 事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代、傷害・賠償保険加入費等の雑費など、他の費目に該当しない経費 |

（注）１ 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に示す方法に従うものとする。

２ 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

（別記４ 別紙様式第１号）

令和６年度農業の魅力発信支援事業計画（実績報告）書

番 号

令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地コンソーシアム名代表機関・代表者名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年 12 月１日付け５経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記４の第５の（１）（実績報告書の場合は第５の（２））の規定に基づき、下記のとおり農業の魅力発信支援事業計画（実績報告）書を提出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表機関及び代表者 | フ リ ガ ナ氏 名所 属 部 署職 名所 属 先 住 所 等〒 ・ 住 所T E LF A Xメ ー ル ア ド レ ス | 〒 |
| 事務局連絡先 | フ リ ガ ナ氏 名所 属 部 署職 名所 属 先 住 所 等〒 ・ 住 所T E LF A Xメ ー ル ア ド レ ス | 〒 |
| 会計担当者 | フ リ ガ ナ氏 名所 属 部 署職 名所 属 先 住 所 等〒 ・ 住 所T E LF A Xメ ー ル ア ド レ ス | 〒 |

(注) コンソーシアム規約を添付してください。

１ 事業実施方針

（注） 若者の就農意欲を喚起するためのアイディアを含め、以下の「２事業計画」に記載する取組をどのような方針で実施するのか総合的に記載してください。

２ 事業計画

（１）コンソーシアムの運営

① コンソーシアムの内容

【コンソーシアムの運営方針】

【コンソーシアムで検討する内容等】

（注）１ 若者の就農意欲を喚起するため、【コンソーシアムの運営方針】には、コンソーシアムの構成方針、実施体制や構成員間の連携などの方針を記載してください。また、【コンソーシアムで検討する内容等】には、コンソーシアムでの検討項目、課題、対応方策、一貫性を有する形での情報発信方策等について、記載してください。

２ 事業の一部を委託した場合は、実績報告の際に委託契約書の写しを添付してください。

② コンソーシアムの構成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成企業名 | 担当者名・役職 | 位置付け・役割等 |
| *（例）●●コミュニケーション* | *〇〇〇〇**CEO* | *【参画企業】就職情報を提供するウェブサイトの運営を通じて構築された約〇千人の学生会員をもって、情報発信等の企画実施や情報発信に協力* |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）１ 構成案は応募時点での計画でかまいません。各構成員の対応可能性等について補足があれば、「位置付け・役割等」の欄に記載してください。

２ 各行のうち記載が難しい欄がある場合は、「未定」と記載してください。 ３ 構成員数に応じて、行は増減していただいてかまいません。

③ コンソーシアムの運営スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 検討内容・実施内容 |
| 月頃 |  |
| 月頃 |  |
| 月頃 |  |

（注） 内容に応じて、行は増減していただいてかまいません。

（２）ロールモデルとなる農業者に関する情報の収集と集約

（注） 事例収集、類型化、情報集約する方針やスケジュール、方法等について具体的に記載してください。

（３）ロールモデル農業者を起用する WEB、SNS 等による情報発信

（コンテンツ内容・発信方法）

（注） １．コンソーシアム参画企業のリソース活用を含めた実施内容について記載してください。 ２．取組の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載することも可能です。

（４）大学農学部等の学生等を対象とした就農意欲の喚起

① 実施方針

② 農業者等による講義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施予定大学等 | 時期・回数 | 講師・講義内容 |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |

（注） １．大学農学部の学生等に対する講義について、具体的な実施内容を記載してください。

２．実施予定大学数に応じて、行は増減していただいてかまいません。

３．計画時において講師等の記載が難しい場合は、「未定」と記載してください。 ４．取組の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載することも可能です。

③ その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施予定大学等 | 時期・回数 | 指導者・実習内容 |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |
|  | 月～ 月頃回 |  |

（注） １．大学農学部の学生等に対するその他の取組について、具体的な実施内容を記載してください。

２．実施予定大学数に応じて、行は増減していただいてかまいません。

３．計画時において指導者等の記載が難しい場合は、「未定」と記載してください。

４．複数の大学等と連携して実施する場合は、連携する団体名をすべて記載してください。 ５．取組の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載することも可能です。

３ 事業成果の検証

（成果目標）

（検証方法）

（注） １．成果目標及び検証方法の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載することも可能です。

２．２の（４）の取組については、参加者に対し満足度、就農意欲の変化等に関する成果目標を定め、取組終了後にアンケートを実施するとともに、進路・就業調査を実施してください。

４ 添付資料

（１）別紙様式第１号別添 事業収支予算（実績）書

（２）別紙参考様式 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

（別記４ 別紙様式第１号別添）

事業収支予算（実績）書

（農業の魅力発信支援事業用）

経費の配分

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業に要する（要した）経費（Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | 備 考（積算基礎等） |
| 国庫補助金（Ａ） | その他（Ｂ） |
|  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |

（注）１ 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。 ２ 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

３ 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

４ 第三者に事業の一部を委託する場合は、その旨が分かるように記載してください。

（別記４ 別紙様式第２号）

農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて第１ 本事業における個人情報

本事業において作成し、データベース等に登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令の規定のほか、事業実施主体、都道府県及び市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第２に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第２ 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。 １ 事業実施主体内でロールモデルとなる農業者の情報を共有することにより、若者等

の就農意欲喚起に繋げる情報発信等でのロールモデルとなる農業者の起用に利用すること。

２ １の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第３ 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

１ ロールモデルとなる農業者のリスト化する際は、あらかじめ「個人情報の取扱い（別添様式例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。

２ 「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載すること。

（別紙様式第２号別添様式例）

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は

「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業によるロールモデルとなる農業者を起用した WEB、SNS 等による情報発信、国等への報告等で個人情報を利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため、署名した方に連絡を行う場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関（注） | 国、事業実施主体（コンソーシアムの構成員：○○、○○、○○・・・）（※ その他追加する機関があれば明確にすること） |

※ 本事業以外の事業等に農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

※ 事業実施主体の構成員の追加や変更があった場合は、追加・変更後の構成員について、個人情報の取扱いについて同意を得た者に通知すること。

|  |
| --- |
| 個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します令和 年 月 日氏名 |

（別添）

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第１ 取組の趣旨

令和３年５月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充 実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和５年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料

・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和９年度の本格実施に向けて、

「令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第２ 環境負荷低減チェックシートの提出

１ 本事業の事業実施主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（別紙参考様式）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

２ 事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第３ 主な環境関係法令の遵守

事業実施主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥

・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）

・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）

・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

・農薬取締法（昭和23年法律第82号）

・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止

・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112

号）

・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成

15年法律第97号）

・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

・漁業法（昭和24年法律第267号）

・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

・環境影響評価法（平成9年法律第81号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

・土地改良法（昭和24年法律第195号）

・森林法（昭和26年法律第249号）等

（別記４ 別紙参考様式）

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 申請時(します) | **（１）適正な施肥** | ） |  | 申請時(します) | **（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分** |
| ① | □ | **※農産物の調達を行う場合（該当しない □）**環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 | ⑦ | □ | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
|  | 申請時(します) | **（２）適正な防除** | ⑧ | □ | 資源の再利用を検討 |
| ② | □ | **※農産物の調達を行う場合（該当しない □）**環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） |  | 申請時(します) | **（６）生物多様性への悪影響の防止** |
|  | 申請時(します) | **（３）エネルギーの節減** | ⑨ | □ | **※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □）**生物多様性に配慮した事業実施に努める |
| ③ | □ | オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | ⑩ | □ | **※特定事業場である場合（該当しない □）**排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |
| ④ | □ | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）を検討 |  | 申請時(します) | **（７）環境関係法令の遵守等** |
| ⑤ | □ | 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討（再掲 | ⑪ | □ | みどりの食料システム戦略の理解 |
|  | 申請時(します) | **（４）悪臭及び害虫の発生防止** | ⑫ | □ | 関係法令の遵守 |
| ⑥ | □ | **※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない □)**悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | ⑬ | □ | 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める |
|  | ⑭ | □ | **※機械等を扱う事業者である場合(該当しない □)**機械等の適切な整備と管理に努める |
| ⑮ | □ | 正しい知識に基づく作業安全に努める |

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。